

協同組合フリーネットワーク

有料職業紹介事業許可番号 37 - ユ - 300154

返戻金制度について

当社の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で返戻する制度があります。

1. 入社後1ヶ月未満に離職の場合・・・紹介手数料の75%の金額
2. 入社後2ヶ月未満に離職の場合・・・紹介手数料の50%の金額
3. 入社後3ヶ月未満に離職の場合・・・紹介手数料の25%の金額

以上